

## 下水の水質測定的项目及び回数一覧表

水質測定的项目は、特定事業場で使用する原材料及び薬品等（除害施設に使用するものを含む）に応じた判断して下さい。また、水質測定回数は、下記測定項目に応じた頻度で実施して下さい。なお、下記の測定項目の他に、除害施設の運転管理等で測定する場合は、必要に応じて実施して下さい。

### (1) 水質汚濁防止法に規定する特定施設

| 区分   | 測定項目  | 測定回数                      |   |
|------|---|---------------------------|---|
| 有害物質 | カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、1,4-ジオキサン | 1 箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上     |   |
|      | 一律環境項目  |                           | フェノール類、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物（溶解性）、マンガン及びその化合物（溶解性）、クロム及びその化合物 |
| 条例項目 | 生物化学的酸素要求量、浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（ <b>動植物油脂類含有量</b> ）、沃素消費量   | 排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 | 3 箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上   |
|      |   | 排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 | 6 箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上   |
|      | ノルマルヘキサン抽出物質含有量（ <b>鉱油類含有量</b> ）、「アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量」  |                           | 3 箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上   |
|      | 温度、水素イオン濃度  |                           | 14 日を超えない排水の期間ごとに1回以上   |

※測定回数の根拠：下水道法施行規則（昭和 42 年建設省令第 37 号）第 15 条第 2 号ただし書きの規定により定めた「下水の水質測定回数を定める基準（平成 13 年 2 月 27 日下水道局長決裁）」

### (2) ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設

| 測定項目    | 測定回数       |
|---------|------------|
| ダイオキシン類 | 1 年に 1 回以上 |